

MONEY FOR PRESIDENT

高橋FPの 社長が知りたい お金の話

ファイナンシャル・プランナー
高橋 学



50歳。証券会社勤務を経て、ファイナンシャル・プランナーとして独立。証券会社時代から多くの経営者をクライアントに持ち、お金に関するアドバイスをを行っている。

確定申告のポイント

納税額を減らせる可能性あり

こんにちは、高橋学です。2月といえば節分ですが、もう1つ大事なイベントがあります。確定申告です。今年の申告期間は2月18日～3月15日。投資で損失が発生したり、複数の証券会社等で取引をしている方などは、確定申告をすることで、納税額を減らせる可能性があります。

確定申告をするメリットは、まず損益通算ができること。損益通算とは文字通り、投資の損失と利益を通算(相殺)すること。例えば、ある上場株式の取引で売却損が出た場合、他の上場株式の売却益や配当金・分配金との通算はもちろん、国債や社債など特定公社債等の売却・償還差益や利子との通算も可能(図表1参照)。利益から損失を差し引けば、課税金額を減らせます。

通算後の年間損益がマイナスになった場合、残った損失を翌年以降3年間にわたって繰り越すことができ、各年の利益と通算することも忘れてはならないメリットの1つ(図表2参照)。適用を受けるためには、繰り越す損失を、毎年申告しておく必要があります。

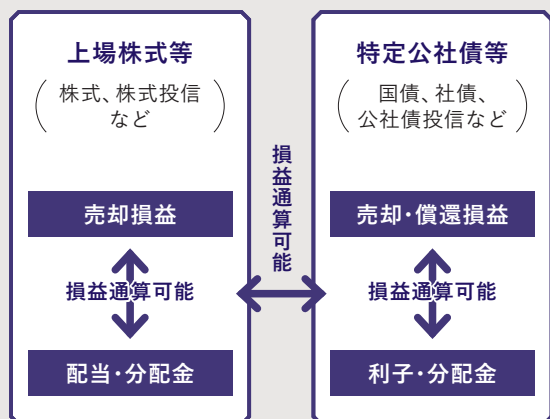
申告の負担を減らすことも

確定申告を行うには、大きく3つの方法があります。

1つ目は、税務署で入手したり、国税庁のホームページからダウンロード・印刷した書類で申告書を作り、管轄の税務署に提出する方法。2つ目は、国税庁のホームページの「確定申告書等作成コーナー」で作成した書類を印刷、管轄の税務署に提出する方法です。画面の案内に従って金額などを入力することにより、税額などが自動計算され、書類作成の負担を減らしてくれます。そして3つ目は、その申告書をe-Tax(電子申告)により送信する方法です(利用のためには事前手続きなどが必要ですが)。

国税庁では、2019年の確定申告から、スマートフォン専用のホームページを開設したり、e-Taxの事前の利用手続きの負担を減らすために「ID・パスワード方式」(税務署が発行したIDとパスワードがあればe-Taxの送信が可能になる方式)を導入するなど、利便性の向上に努めています。一度、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」をご覧ください。 M

■ 図表1 損益通算の仕組み



■ 図表2 2018年の譲渡損失200万円を3年間繰り越した場合

	年間損益 (A)	繰り越した損失額 (B)	繰越控除後の金額 (A-B)
2018年	▲200万円		
2019年	30万円	200万円	▲170万円
2020年	100万円	170万円	▲70万円
2021年	60万円	70万円	▲10万円
2022年	50万円	繰り越せません	